

議案第8号

入間市市営住宅条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和2年2月18日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

民法の一部改正に伴い、連帯保証人が負う保証債務の極度額について定めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市市営住宅条例の一部を改正する条例

入間市市営住宅条例（平成9年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の一条を加える。

（極度額の設定）

第11条の2 市長は、前条第1項第1号及び第13条第2項第1号に規定する連帯保証人が負う保証債務について、民法（明治29年法律第89号）第465条の2に規定する極度額を定めるものとする。

2 前項の極度額は、規則で定める。

第18条の次に次の一条を加える。

（督促）

第18条の2 市長は、家賃を前条第2項に規定する日（以下「納期限」という。）までに納付しないものがあるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

第19条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「未納の家賃」を「当該明渡しの時点において未納の家賃等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の一項を加える。

3 市長は、入居者に納期限の到来後になお履行しない家賃その他賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務（以下「未納の家賃等」という。）があるときは、敷金をその弁済に充てることができる。ただし、入居者から市に対し、敷金を未納の家賃等の弁済に充ててることを請求することはできない。

第20条第3項中「より第1項に掲げる」を「よって市営住宅及び共同施設に」に、「同項」を「第1項」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第4号中「費用」の次に「であって、市長が別に定めるもの」を加える。

第28条第2項中「第9条第1項」を「第9条」に改める。

第30条第2項中「及び第18条」を「、第18条及び第18条の2」に改める。

第32条第3項中「第18条」の次に「及び第18条の2」を加える。

第35条第1項中「第30条第1項」の次に「若しくは第32条第1項」を加える。

第41条第3項中「年5分の割合」を「民法第404条第1項に規定する法定利率」に改める。

第47条中「第18条及び」を「第18条、第18条の2及び」に改める。

第54条中「第18条、第24条」を「第18条、第18条の2、第24条」に、「第18条中」を「第18条及び第18条の2中」に、「同条第1項」を「第18条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の次に一条を加える改正規定並びに第19条及び第41条第3項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に締結された保証契約に係る保証債務については、なお従前の例による。